平成２５年（フ）第１９４号
香川県香川郡直島町4558番地13
債務者　濵本美恵子（旧姓仁木）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０６号
香川県高松市西春日町1407番地　県営住宅西春日団地８棟301号室
債務者　宮田ユリ子（旧姓曽我部）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２３号
香川県高松市築地町３番地15　コート築地302号室
債務者　納田　博昭
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９５５号
福岡県糸島市志摩御床2166番地１
債務者　石揚　典久
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５９号
福岡市西区愛宕２丁目10番15―503号
債務者　松藤　靜人
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９６０号
福岡市西区愛宕２丁目10番15―503号
債務者　松藤美千代
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８４号
福岡市東区唐原４丁目６番36―201号
債務者　立石　和己
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９６号
福岡県筑紫郡那珂川町今光２丁目77番地　メモリープラザあかしや303号
債務者　竹内あゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０４号
福岡市西区姪の浜４丁目11番20―903号
債務者　瀬口ゆかり
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０９号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目４番10―303号
債務者　林田　　亨
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１１７号
福岡市東区香椎２丁目44番55―201号
債務者　鮫島　　剛
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１３３号
福岡市東区箱崎６丁目３番８号
債務者　高倉　京子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４４号
福岡市博多区吉塚５丁目７番37―203号
債務者　原　　孝子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５９号
福岡県筑紫郡那珂川町中原５丁目51番地
債務者　矢富　雅巳
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７０号
福岡市南区大池１丁目４番24号
債務者　荒井　真人
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７８号
福岡市早良区原団地77番102号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１１号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目４番13―302号
債務者　在津紀代美（旧姓阿南）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部